

司法機関組織運営規則 新旧対照表

現 行	改 定	備 考
<p>司法機関組織運営規則</p> <p><u>(懲罰の種類)</u></p> <p><u>第21条 選手等に対する懲罰の種類は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 警 告</u></p> <p><u>(2) 退 場</u></p> <p><u>(3) 戒 告</u></p> <p><u>(4) 譴 責</u></p> <p><u>(5) 罰 金</u></p> <p><u>(6) 社会奉仕活動</u></p> <p><u>(7) 没 収</u></p> <p><u>(8) 賞の返還</u></p> <p><u>(9) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場停止</u></p> <p><u>(10) 公的職務の一時的、無期限又は永久的な停止・禁止・解任</u></p> <p><u>(11) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・禁止</u></p> <p><u>(12) 除 名</u></p> <p><u>2 加盟団体及び加盟チームに対する懲罰の種類は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 戒 告</u></p> <p><u>(2) 譴 責</u></p>	<p>司法機関組織運営規則</p>	<p>懲罰規程の定めと重複するため削除</p>

(3) 罰 金

(4) 没 収

(5) 賞の返還

(6) 再試合

(7) 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）

(8) 得点又は勝ち点の減点又は無効

(9) 得点を3対0として試合を没収

(10) 観衆のいない試合の開催

(11) 中立地における試合の開催

(12) 一定数、一定期間、無期限又は永久的な公式試合の出場
停止

(13) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部
の停止

(14) 下位ディビジョンへの降格

(15) 競技会への参加資格の剥奪

(16) 新たな選手の登録禁止

(17) 除 名

3 仲介人に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

(1) 戒 告

(2) 譴 責

(3) 没 収

(4) 賞の返還

(5) 一定期間、無期限又は永久的な公的業務の全部又は一部
の停止

(6) 一定期間、無期限又は永久的なサッカー関連活動の停止・
禁止

(7) 除 名

第22条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第23条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

第21条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

第22条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

2020年10月22日